

*South China - Asia Business Report*Vol. **56**  
October  
2016**華南・アジア** ビジネスレポート*CONTENTS***Briefs & Editorial****Topics**台湾新政権下における中台関係と経済の行方（前編） …… 3  
～ヒマワリ運動から蔡新政権成立まで～

中国の AEO 制度とその活用 …… 7

**Regional Business**India インドの税制 [60]  
インドにおける LLP 制度 …… 11Malaysia  
マレーシア新会社法の概要 …… 15Vietnam  
ベトナム刑法および刑事訴訟の改正動向 …… 18Vietnam  
ベトナムにおける持分譲渡にかかる資本譲渡税 …… 21Hong Kong  
金融口座に関する自動的情報交換(AEOI)制度の導入 …… 24China  
法定発効要件の欠如による無効契約～4つの事例から～ …… 27**Macro Economy**

アジア経済情報:アジア概況 …… 33

## Briefs

## Topics

**台湾新政権下における中台関係と経済の行方(前編)～ヒマワリ運動から蔡新政権成立まで～**

台湾では2016年5月、激しい選挙戦の末、民主進歩党(民進党)の蔡英文氏が第14代総統に就任した。これまで対中融和政策を進めてきた国民党、馬英九政権からの8年ぶりの政権交代を受け、政治のみならず、経済面でも中台関係が不安定化するとの懸念も聞かれる。前編となる本稿では、兩岸サービス貿易協定に端を発したヒマワリ運動や、統一地方選挙での国民党の惨敗など、国民党から民進党へ政権交代に至った経緯とその背景を考察した上で、次回の後編では新政権による対中政策や中国人観光客減少の実情など台湾マクロ経済への影響について考察する。

**中国の AEO 制度とその活用**

貨物のセキュリティー管理とコンプライアンス体制が整備された事業者に対し、税関手続きの緩和や簡素化を実現する AEO (Authorized Economic Operator) 制度がひそかに注目を集めている。国際物流における安全確保と円滑化を両立するため、日本や米国をはじめ約 70 カ国・地域で導入されている



この制度は、世界最大規模の貿易大国、中国でも既に導入され、AEO 認定企業の業務利便化の一助となっている。ここでは、AEO 制度の活用を検討する企業に向け、その概要とメリットを紹介する。

## Regional Business

**[India] インドの税制 [60] インドにおける LLP 制度**

インドにおける法人形態のうち、比較的小規模で機動的な経営をしたい場合や、外貨による輸出入取引が少なく、インド国内で完結するビジネスを予定する場合に検討されるのが、LLP (Limited Liability Partnership = 有限責任事業組合) である。LLP はパートナーシップ制度の柔軟さと株式会社の有限責任の特色を持ち、かつ、インド新会社法で株式会社に課されるよりも簡易なコンプライアンスが認められている。ここでは、LLP の設立手続きや税務および監査、現地法人(主に Private Limited など)との同異点、LLP への組織形態変更についてまとめた。

**[Malaysia] マレーシア新会社法の概要**

現行会社法から約 50 年ぶりの改正となるマレーシアの新会社法が9月15日付で公示された。未だ施行

日は明らかになっていないものの、時代に即した制度への改正を目的とし、会社設立や運営制度の簡素化、弾力化を認める一方で、企業統治の強化を要求している。また、現行法では認められていなかった会社再建制度を導入することにより、経営危機にある会社に対して、破綻処理を前提としない再建型救済が法律上可能となる。マレーシアにおける大多数の日系企業の事業形態である非公開会社 (Sdn. Bhd.) を前提とし、新会社法の特徴について解説する。

**[Vietnam] ベトナム刑法および刑事訴訟の改正動向**

ベトナムでビジネスをしていく上で、賄賂は避けて通りにくい問題の一つといえる。一方、ベトナムでは現在、刑法および刑事訴訟法の改正案が検討されており、安易に賄賂を提供すると、ベトナムの刑法上、贈賄罪として処罰される可能性もあるため、毅然とした態度で断ることが重要となるだけでなく、これまで以上に現地法人のコンプライアンス体制を厳格に構築する

ことが必要になる。日系企業および駐在員が巻き込まれる恐れのある贈賄罪や商業賄賂、インサイダー取引などについて、現行法と改正案の規定の違いや、留意点について説明する。

### **[Vietnam] ベトナムにおける持分譲渡にかかる資本譲渡税**

日本企業がベトナムに出資する法人の持分譲渡にかかる取引時の注意点や、日越租税条約との関連性について解説する。当該譲渡益については、租税条約に掲げられた要件を満たすかどうかにより、日本で課税されるか、ベトナムで課税されるかが変わる。また、実際にベトナムで納税するに当たっては、関連規制・手続きをアップデートするとともに、当該課税額の日本での外国税額控除など、細かい点についても留意の上、最新の手続きや注意点を専門家に相談されることをお薦めしたい。

### **[Hong Kong] 金融口座に関する自動的情報交換(AEOI)制度の導入**

香港政府は6月末、金融機関に対し香港非居住者の口座情報を税務当局に報告するよう義務づけるAEOI制度の実施法を施行した。今後、政府は包括的二重課税防止協定などの締結国と16年末までに交渉などを進めるほか、金融機関も17年9月までに税務局に登録し、また18年1月には税務局が発行する

最初のAEOI申告書を受領した上で、同年5月までに提出することになる。ここではAEOI制度の概要と導入のポイントを紹介する。

### **[China] 法定発効要件の欠如による無効契約～4つの事例から～**

中国の契約法では、無効な契約、または取り消された契約は、当初から法的拘束力がないものとされる。一方、こうした無効契約による損害の賠償や、取得した財産の返還なども規定されている。今回は、不動産賃貸、売買、建設工事、労働契約の無効にかかる4つの事例について分析する。

## **Macro Economy**

### **アジア経済情報：アジア概況**

16年2Qのアジアの実質GDP成長率は、一部の国・地域で加速したものの、それぞれ一時的要因の影響が大きく、景気の実態は低調だった。16年後半から17年にかけてのアジア経済も、成長率の大幅な加速は期待できない。米国を中心に世界経済の成長率がやや高まり、輸出の持ち直しが予想されるものの、そのペースは緩慢だろう。16年の実質GDP成長率は、中国が+6.6%、NIEsが+1.9%、ASEAN5が+4.8%、インドが+7.6%、17年は、中国が+6.5%、NIEsが+2.2%、ASEAN5が+4.6%、インドが+7.5%と予測する。

## **Editorial**

国際通貨基金(IMF)が加盟国の準備資産を補完する手段として創設した「特別引出権(SDR)」に中国の人民元が10月1日付で加わった。中国が人民元の国際化に動き出したのはリーマンショック後の2009年ごろであったことを考えると、10年足らずでドル、ユーロ、円、英ポンドに続く5番目の国際決済通貨となったことは驚くべきスピードといえるだろう。

国際決済における人民元建て決済額のシェアも、直近の16年7月データで円に次ぐ5位にランクインしており(SWIFT社調べ)、足元の香港では既に、人民元は米ドルや日本円と同様、決済も両替も可能な通貨として認知されている。とはいえ、国境を越えた自由な資金の移動や、完全変動相場制への移行はまだまだこれから。何よりも、真の意味で元が国際化を果たすには、中国国内の金融・為替市場の改革・開放がさらに進み、世界の市場関係者から信頼を勝ち得ることが不可欠だ。人民元が国際通貨として、中国の経済力にふさわしい地位を獲得するまでの道のりは長い。



# 台湾新政権下における 中台関係と経済の行方(前編) ～ヒマワリ運動から蔡新政権成立まで～

安本 佑 みずほ銀行 台北支店  
ビジネスソリューション課

台湾では2016年5月、民主進歩党(民進党)の蔡英文氏が第14代総統に就任した。対中融和政策を進めてきた国民党、馬英九政権からの8年ぶりの政権交代を受け、政治のみならず、経済面でも中台関係が不安定化するとの懸念も聞かれる。本稿では、まず前編で、国民党から民進党へ政権交代に至った経緯とその背景を現地の視点からお伝えした上で、次回の後編では新政権による対中政策や中国人観光客減少の実情など台湾マクロ経済への影響について考察する。

## 台湾で急増した中国人観光客

筆者が駐在員として台湾に降り立ったのは12年秋。ちょうど、このころは08年から始まった馬英九前政権の第2期にあたり、中国からの来台観光客への更なる規制緩和や各種経済協定の締結が進んだ時期に当たる(図表1)。中国からの観光客の増加は台北の街中でも肌で感じることができ、有名

なレストランの前には簡体字のプレートを掲げた大型観光バスがとまり、多くの中国人観光客がレストランの前にあふれ返っていた。統計で見ても、中国からの来台旅客数は09年以降、増加のペースを速めており、10年には日本からの来台旅客数を超えて単一地域からの来台数では単独トップとなり、2位の日本を大きく引き離している。その後も比率、

【図表1】中台関係の変化



(出所)各種報道よりみずほ銀行台北支店作成

人数ともに増加を続けており、15年時点では年間418万人、比率では全体の40%超を中国人観光客が占める(図表2)など、台湾の人口が約2,300万人であることを考えると台湾経済・社会に大きなインパクトを与えていることが想像できる。

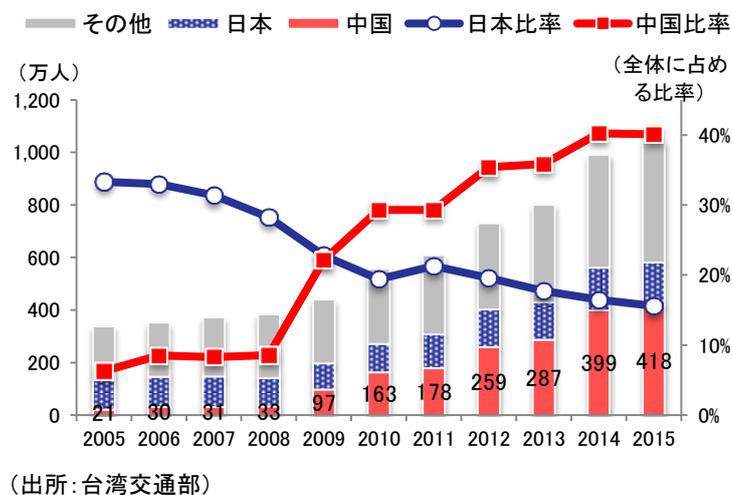
### ヒマワリ運動の背景

かかる中、14年3月18日、立法院(日本の国会に相当)において当時の与党である国民党が兩岸サービス貿易協定(海峽兩岸服務貿易協議)の強行決議の姿勢を示したことに学生や市民が反発、立法院を占拠する、いわゆるヒマワリ学生運動が発生した。

当時、台湾人の知人から聞いたのは、「サービス貿易協定が締結されると中国から多くの人押し寄せて台湾が占領されてしまう」といううわさ話である。サービス貿易協定は文字通り、サービス分野における投資を開放する協定であり、移民の受け入れを含むものではない。しかし、このうわさは市民の間で強く信じられていたようで、中国政府の在台北出張機関である国務院台湾事務弁公室がうわさを否定する内容のインタビューをホームページで公開<sup>1</sup>するなど、異例の対応をとっている。

ヒマワリ運動は経済界、特に中国との結びつきが強い製造業や、兩岸サービス貿易協定を活用して中国進出を企図する金融業には不評であった。裏を返せば、中国と結びつくことで成長の果実を得ようとした経済界と、中国と結びつくことで中国に飲み込まれることを恐れた一般市民、および中国資

【図表2】來台旅客数推移



本のサービス業進出に恐れを抱く中小企業の対立だったとも言える。

兩岸サービス貿易協定は「モノの貿易」協定であるECFAに続き、サービス貿易の開放を促進する、馬英九政権の対中経済協定の総仕上げになる予定だったが、ヒマワリ運動で発効は見送りとなり、16年8月時点でも発効していない。そして、ヒマワリ運動後、政治の流れも大きく変わることになる。

### 統一地方選～台湾が緑に染まった日

ヒマワリ運動の終息後、台湾世論の関心は統一地方選、特に台北市長選に移る。台北市長は過去には馬英九前総統、陳水扁元総統、李登輝元総統が務めるなど、次代の国政のリーダーを占う側面があるが、今回は少し趣が異なり、国民党は連勝文氏(陳水扁政権下の連戦国民党主席の長男)を擁立したのに対して、対抗馬は野党寄りながら無所属新人、台湾大学病院の医師である柯文哲氏。案の定、政治家一家のサラブレッドと一介の医師の対決はセンセーショナルに報じられ、政策論争からは程遠く、両者の出自や言動、暮らしぶりを相互に批判する内容ばかりが目立つ選挙戦となった。

<sup>1</sup>[http://www.gwytb.gov.cn/xwfbh/201403/t20140327\\_5912763.htm](http://www.gwytb.gov.cn/xwfbh/201403/t20140327_5912763.htm)

ところが、ここで再び民主主義とは何かを突き付ける事件が起きる。香港の学生による民主化デモ、通称、雨傘運動である。ニュースの画面には「今日の香港は明日の台湾だ」との見出しが繰り返し映し出され、ヒマワリ運動収束から日が浅い台湾の人々の不安を掻き立てた。

開票日の11月29日、柯文哲氏勝利の開票結果が明らかになると、台湾は青色(国民党のイメージカラー)から緑色(民進党のイメージカラー)に塗り替えられた。6大直轄市(台北、新北、桃園、台中、台南、高雄)のうち、国民党候補が当選したのは新

北市のみで、選挙前の4市から大きく減少。台湾全体で見ても選挙前は台湾全22県市のうち15が国民党だったのが選挙後は6、逆に民進党は選挙前の6から選挙後は13県市の首長を占めるに至った(図表3)。

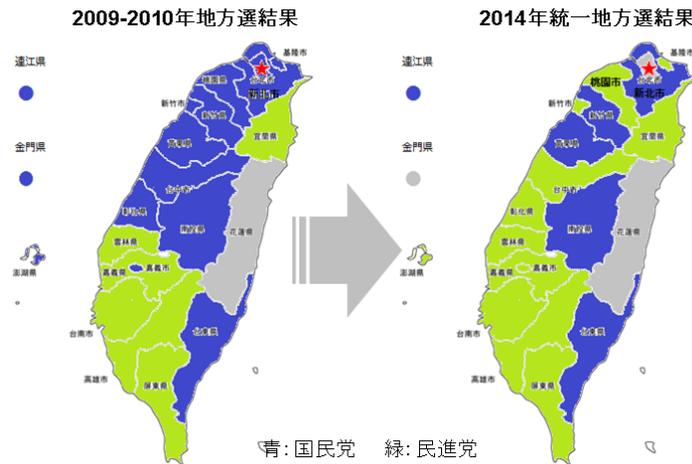
**総統選～再び台湾が緑に染まった日**

統一地方選における国民党の惨敗は、現役の馬英九総統が与党主席を引責辞任、新北市長の朱立倫氏が新主席になるという異例の事態に発展した。日本で言えば、政令指定都市市長兼県知事が一晩でほとんど野党に入れ替わり、首相が務めて

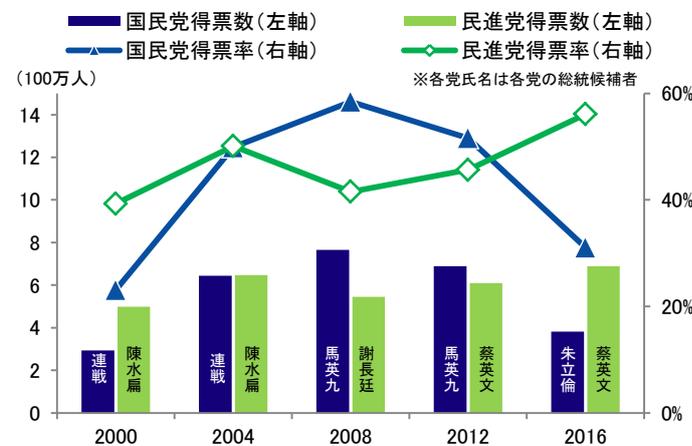
いた与党党首の座を辞して、横浜市長兼神奈川県知事が後任に就いたといったイメージだろうか。

ただ、国政政党の党首に当選直後の市長が就任することで新しい問題が生じた。朱立倫氏は新北市市長に在職しつつ国民党主席を務めると宣言し、総統選不出馬を表明。このため、洪秀柱副主席が総統選出馬を決めたものの、同氏は国民党の中でも特に対中接近が過ぎるとのことで支持率が高まらず、ついに出馬辞退に追い込まれ、総統選3カ月前になってようやく朱主席が出馬を決めた。一方、民進党は総統選(16年1月)のはるか前、15年春に蔡英文党主席の就任、総統選出馬を確定させている。結局、国民党は内部の混乱を引きずったまま、総統選でも惨敗する結果となった(図表4)。

【図表3】 国民党と民進党の当選区の変化



【図表4】 国民、民進各党の得票数・率



(出所) 上記いずれも台湾中央選挙委員会

## 終わりに～対中接近に伴う経済成長と 台湾の「現状維持」とのトレードオフ

民進党が政権交代できた理由は既に多くの分析がなされているが、上述の経緯を踏まえ、ここでは「対中接近に伴う経済成長と台湾の“現状維持”とのトレードオフ」という点を指摘しておきたい。

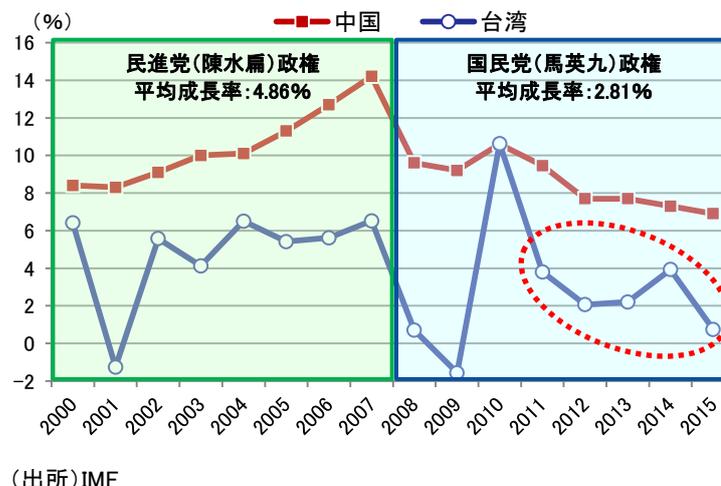
馬英九政権前半期においては、リーマンショック後の経済立て直しが期待され、リーマンショックの傷が比較的浅かった中国に接近し、対中開放政策を採ることによって台湾経済を成長軌道に戻すことに成功したと考えられる。

しかし、その後は対中接近を続けるも成長の果実は得られず、平均経済成長率は陳水扁政権期の平均値よりも低いまま終わる。中国の経済成長率も10年以降は下降を続けており、中国経済が不調な中、特に15年は中国株式市場の混乱もあり、経済成長の点で対中開放を続けるメリットは乏しかったと推察されよう(図表5)。

一般に、台湾では対中関係について“現状維持”を望む国民が多いとされているが、馬英九政権は“現状維持”の一線を越えて対中開放をしたものの、残ったものは中国に飲み込まれる「不安」となった。その「不安」の象徴が兩岸サービス貿易協定であり、潜在的な不安感がヒマワリ運動の根底にあったのではないかと考えられる。

その反省に立てば、民進党に期待されているのは、「対中開放に頼らない経済成長」であろう。民進党もその期待を感じ取り、総統選の時点でアジア・シリコンバレー構想等の新政策を打ち出している。

【図表5】 中国、台湾の実質GDP成長率



それでは、民進党は「対中開放に頼らない経済成長」を実現できるのだろうか。後編では、政権交代後の動きを取り上げたい。

(以下、次号に続く)



# 中国の AEO 制度とその活用

游 君姪 みずほ銀行 香港営業第一部  
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

国際物流における安全確保と円滑化を両立するため、貨物のセキュリティー管理とコンプライアンス体制が整備された事業者には税関手続きの緩和や簡素化を実現する、AEO (Authorized Economic Operator) 制度。日本や米国をはじめ、各国が導入しているこの制度は、世界最大規模の貿易大国、中国でも既に導入され、AEO 認定企業の利便化の一助となっている。ここでは、AEO 制度の活用を検討する企業に向け、その概要とメリットを紹介する。

## 一、AEO 導入の背景と狙い

AEO 導入のきっかけとなったのは、2001 年の米同時多発テロにさかのぼる。当該事件を受け、米政府がテロ行為防止を目的とした税関・産業パートナーシップ制度 (C-TPAT、米国版 AEO 制度) を導入したことを皮切りに、世界税関機構 (WCO) が 06 年までに AEO の世界標準ガイドラインである「グローバル貿易安全及び便利基準の枠組み」をまとめ、これに沿う形で、これまでに 69 カ国・地域で AEO 制度の導入が進んでいる。

AEO 制度の目的は国際貿易における安全の確保と円滑化の推進であるが、一定の要求を満

たす AEO 認定事業者となることで、通関手続きの簡素化や、これに伴う所要日数の短縮およびコスト削減など、輸出入者、運輸業者、倉庫業者等にとっては大きなメリットが期待できる。さらに、AEO 制度を有する二国間で、それぞれの AEO 制度 (AEO 事業者) を相互に承認することにより、相手国における税関手続でも審査・検査の負担が軽減されるなど、さらなる効果が期待できるのが特徴といえる。

## 二、中国における AEO の現状

さて、中国では「中国税関企業管理分類弁法」(08 年 4 月 1 日発効) に基づき、5 つの企業ランク (AA 類～D 類) に応じた分類管理および通関手続きの簡便化措置が実施されてきた。AEO 導入にあたっては、これを発展させる形で 2014 年 12 月 1 日に「中国税関企業信用管理暫定弁法」が公布され、過渡的措置として、従前の AA、A 類企業は AEO 高級認証、一般認証企業にそれぞれ自動的に認められることとなった (図表 1)。

【図表 1】税関企業管理分類弁法と AEO における企業分類



(資料)「中国税関企業信用管理暫定弁法」等よりみずほ作成

なお、税関総署は 2015 年、内部通達において、それまで自動的に与えていた AEO 認証について、再認証手続きを行うよう規定。すなわち、高級認証を有する AA 類企業、および一般認証を有する A 類企業に対し、2017 年 11 月 30 日までに再認証手続きを完成する必要がある<sup>1</sup>、これを怠った場合は B 類の一般信用企業となるため、認定企業は注意が必要だ。

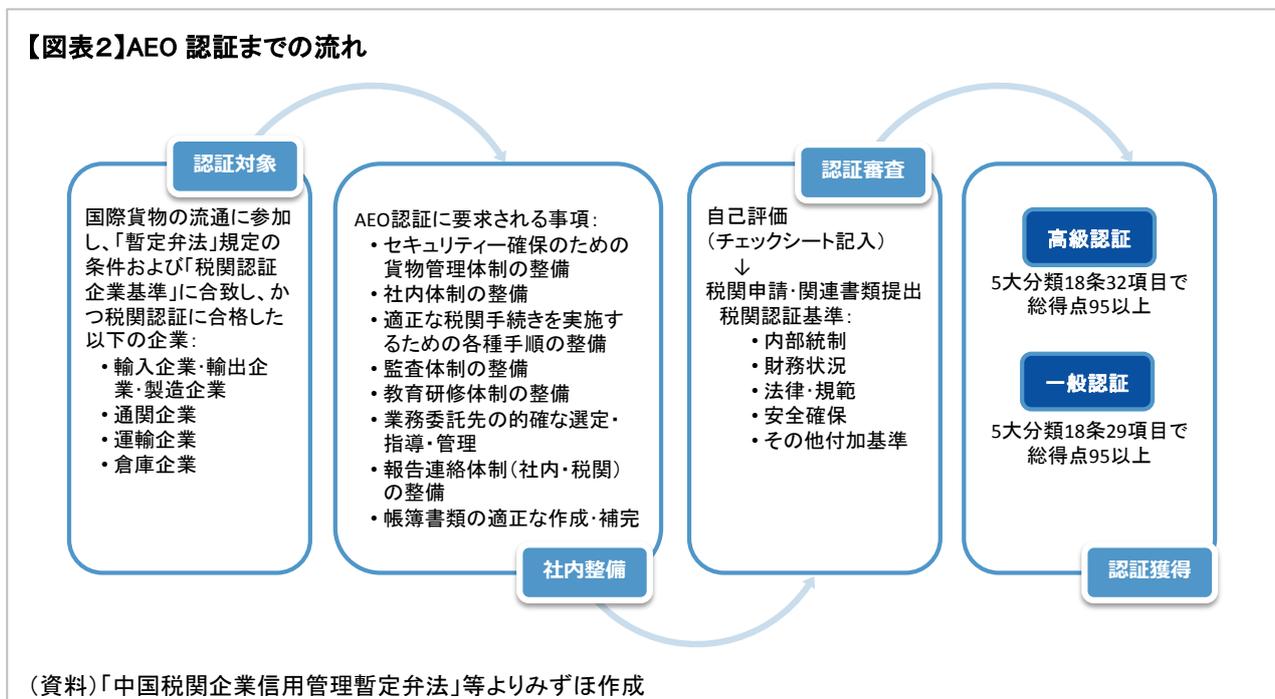
### 三、AEO 対象企業と認証の流れ

中国において AEO 認証の対象とされているのは、国際貨物流通に参加する企業、すなわち製造業企業や貿易、倉庫、通関、運送業者がこれに該当する。特に、製造業者および税関に直接接触する通関業者は当該資格保有によるメリットが大きいことから、AEO 制度の浸透に伴って取得企業も増え、これまでに一般認証で4万社超、高級認証

でも 3,300 社以上が当該認証を取得している<sup>2</sup>。

AEO 認証企業に求められる認定条件および取得までのおおまかな流れは図表2の通りであるが、コンプライアンス遵守とセキュリティー管理が信用の根拠となるため、社内体制の整備や申請時に各種関連書類の提出が求められるほか、以下の点に注意が必要である。

- 税関認定の業務研修に参加すること
- 密輸などの法令及び法規違反、知的財産権の侵害等に関して税関から処罰されたことがない
- 税関への納税滞納、脱税行為の記録がない
- 税関誤申告の比率を管理しており、比率が低い
- 通関登録情報年間レポート等を期日通りに提出していること



<sup>1</sup> 高級認証企業の認定期限は3年とされており、AA類企業は2014年12月1日自動的に高級認証企業になったことから、2017年11月30日までに再認証の手続きが必要となる。

<sup>2</sup> 2015年10月末現在。

#### 四、AEO 取得のメリット

AEO 認定の取得は企業の信用度をはかる一種のステータスと言え、高級認証と一般認証で認証期間や適用対象地域に差異はあるものの、リードタイムの大幅な縮小や通関コストの低減など各種メリットが考えられる(図表3)。

特に通関時の貨物検査は、検査時の破損の発生や、これの保証、納品遅延など、関係者にとって一番の悩みどころであるが、一般貨物に比べ大きく抽出検査率が低減することは、大きなメリットの一つといえるだろう。

もちろん、資格取得に当たっては前述の通り、社内体制の整備が必要であるなど煩雑な面もあるが、認定取得により企業としての信用力が高まったことで、税関のみならず、税務局や外貨管理局とのやり取りがスムーズになったとの声は少なくない。また、AEO 認定を取得した日系企業によるとは、それまで通関業務の外注により年間数億

円単位のコストがかかっていたが、AEO 認定とともに自社通関に変更した結果、利便化措置の効果もあり、大幅に事務コストを削減できたという。

#### 五、AEO 相互承認の概要と意義

さらに先述の通り、AEO 制度を有する二国間での相互認証により、当該国での通関だけでなく、貿易相手国の通関手続きにおいても同様の利便化措置を受けられるため、国内外一貫した物流の円滑化が実現可能になる。既に世界各国で 40 の二国間相互認証が実現しており、中国もシンガポール、韓国、香港、EU と相互承認協定を締結済みとなっているため(次頁図表4)、中国の AEO 高級認証資格保有者であれば、中国税関のみならず、輸出する相手国の税関でも同様のメリットを享受することが可能だ。

#### 六、まとめ

経済成長の鈍化が懸念される中国ではあるが、

【図表3】一般認証・高級認証企業の違いとメリット

	一般認証企業	高級認証企業
資格期限	不定期	3年毎に更新要
優遇適応地域	中国国内通関時に利便化措置が享受可能	AEO 相互承認国家・地域と双方において通関利便化措置が享受可能
貨物検査率 (現場抽出検査)	3%程度(一般貨物の検査率10%~15%)	0.9%(一般貨物の検査率10%~15%)
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 輸出入貨物検査率の低減</li> <li>➢ 輸出入貨物書類審査の簡素化</li> <li>➢ 輸出入貨物通関手続きの優先処理</li> </ul>	一般認証企業の措置に加え、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 輸出入貨物の商品分類、税関評価、原産地の確定あるいは、その他税関手続き完了前に通関手続きが行われる</li> <li>➢ 専属税関調整係員の配置</li> <li>➢ 加工貿易企業の銀行保証金台帳不要</li> <li>➢ <u>AEO 相互承認国家・地域税関が提供する通関利便化措置の利用</u></li> </ul>

(資料) 認証企業等へのヒアリングよりみずほ作成

【図表4】AEO 相互承認の現状

締結年月	国	締結年月	国	締結年月	国
2007年6月	ニュージーランドー米国	2011年1月	アンドラーEU	2014年3月	韓国ーメキシコ
2008年5月	日本ーニュージーランド	2011年5月	日本ー韓国	2014年5月	中国ーEU
2008年6月	カナダー米国	2011年6月	韓国ーニュージーランド	2014年6月	韓国ートルコ
2008年6月	ヨルダンー米国	2011年6月	日本ーシンガポール	2014年6月	日本ーマレーシア
2009年6月	日本ー米国	2012年5月	EUー米国	2014年6月	米国ーイスラエル
2009年7月	EUーノルウェー	2012年6月	中国ーシンガポール	2014年10月	米国ーメキシコ
2009年7月	EUースイス	2012年11月	台湾ー米国	2014年12月	米国ーシンガポール
2010年6月	日本ーカナダ	2013年6月	中国ー韓国	2015年3月	イスラエルー韓国
2010年6月	カナダー韓国	2013年7月	シンガポールー台湾	2015年4月	韓国ードミニカ
2010年6月	カナダーシンガポール	2013年10月	中国ー香港	2015年6月	香港ータイ
2010年6月	日本ーEU	2013年11月	香港ーインド	2015年10月	インドー韓国
2010年6月	韓国ーシンガポール	2013年12月	イスラエルー台湾	2015年11月	スイスーノルウェー
2010年6月	韓国ー米国	2014年2月	香港ー韓国	2015年12月	米国ードミニカ
				2016年5月	メキシコーカナダ

\*中国は現在、米、台湾と交渉中。また、2020年までに輸出量の80%を占める20カ国/地域との相互承認完了を目標としている。

(資料)WCO「Compendium of Authorized Economic Operator Programmes (2016 Edition)」

引き続き世界有数の貿易大国であることに変わりはなく、メイド・イン・チャイナ製品は世界各地に輸出されASEANシフトの潮流においても、香港経由でベトナムやフィリピンへ中国製の部材や製造機器を供給している。中国におけるAEO高級・一般認証の取得には相応の手間やコストが必要だが、当該認証に必要な社内のコンプライアンスや財務、通関、物流、倉庫管理の体制を構築することはガバナンスの面からも必要不可欠といえる。AEO認証および中国と他国との相互承認制度を活用しつつ、経営基盤・管理体制の強化を図ることが期待されよう。



## 【India】インドの税制 第 60 回

# インドにおける LLP 制度

山崎 恵美 KPMG インド デリー事務所

### 1. はじめに

LLP は Limited Liability Partnership、有限責任事業組合の略称であり、インドにおいては 2008 年 LLP 法に基づいて設立される。パートナーシップ制度の柔軟さと株式会社の有限責任の特色を持ち、かつ、インド新会社法で株式会社に課されるよりも簡易なコンプライアンスが認められている。そのため、比較的小規模で機動的な経営をしたい場合や、外貨による輸出入取引が少なく、インド国内で完結するビジネスを予定する場合、インドから日本へ利益還流するタイミングでの配当税を節約したい場合などの現地拠点設立時には選択肢のひとつとして検討する価値がある。以下、日系企業に関連すると思われる LLP の概略について解説する。

### 2. LLP の設立手続き

LLP の設立は企業登記局の管轄であるが、原則として、外国からの出資を行う場合には政府および FIPB (Foreign Investment Promotion Board) の事前承認が必要となる。ただし、近年、制度緩和があったため、FDI 規制 (Foreign Direct Investment, 外国直接投資に関する規制) においても自動承認ルートで 100% 出資が認められているセクターおよび活動、かつ、設立後も FDI がビジネスに直接関係しない業態の場合については、政府からの事前承認を得ることなく、外国直接投資を行うことができるようになった。

政府および FIPB 承認が得られた場合、あるいは自動承認ルートの対象となる場合の手続きフロー (図表 1) と詳細は以下のとおりである。

【図表 1】自動承認ルートの手続きフロー

- ① 指定社員の任命
- ② 指定社員の指定社員デジタル番号 (DPIN) の取得
- ③ デジタル署名証明書の申請
- ④ 会社登記局への商号の申請
- ⑤ 設立に関する届け及び引受人の文書の提出
- ⑥ LLP 設立登録

#### ① 指定社員の任命

Designated Partner と呼ばれる指定社員を任命する。最低 2 名の自然人が指定社員として必要であり、うち 1 名は前年に 182 日以上インドに居住していたと認められるインド居住者でなければならない。法人も指定社員となることができる。

#### ② 指定社員デジタル番号 (DPIN) の取得

指定社員が既に他の株式会社等の役員として取締役デジタル番号 (DIN) を有している場合には DPIN の代わりに DIN を使うこともできる。

## ③ デジタル署名証明書の申請

Digital signature と呼ばれるデジタル署名証明書を申請する。

## ④ 会社登記局への商号(LLP 法人名)の申請

商号申請書(Form1)を提出し、許可を得る。商号には limited liability partnership または LLP を商号の末尾につけなければならない。

## ⑤ 設立に関する届けおよび引受人の文書の提出

商号が認可された後、設立に関する届けおよび引受人の文書(Form2)を提出する。引受人とは設立時出資を行うことを宣言した者であり、指定社員(自然人及び法人)、通常の社員などが含まれる。提出は会社登記局の e ファイリングのシステムを通して行う。

## ⑥ LLP 設立登録

⑤の提出書類が承認されると E メールで通知が届き、LLP 設立となる。その後 30 日以内に、e ファイリングのシステムを通して LLP 合意書を Form3 とともに提出する。LLP 合意書が海外で作られた場合には、公証およびアポストイーユ(公印確認)が必要となる。LLP 合意書には社員の権利と義務が規定され、LLP 法で定められていない社内の事項について規定することもできる。

出資については、有形資産・無形資産、動産・不動産を問わず行うことができる。また、過去に提供した役務や今後提供予定の役務、ノウハウやテクノロジーなどの便益なども出資対象となる。これらの出資額については、インド勅許会計士等からの公

正な第三者評価を受けなければならない。指定社員の責任は出資額に限られる有限責任である(詐欺や不正行為によるものを除く)。出資額や利益の分配等については、RBI(インド中央銀行)への報告義務がある。

**3. LLP の税務および監査**

現地法人として扱われるため、全世界所得に対して法人税が課される。基本税率は 30% であるが、教育目的税や高所得法人への追加税金等が課される。なお、最低代替税(Minimum Alternate Tax)は課税対象外であるが、最低代替税と類似する Alternate Minimum Tax という税金が調整後利益に課されるため、注意が必要である。また、配当税も課税対象外であるが、利益の分配を受け取った指定社員は、所得税法に基づいて納税・申告の義務がある。

監査については、インド勅許会計士からの年次監査証明が必要とされるのが原則であるが、出資額 250 万ルピーを超えない場合あるいは年間売上が 400 万ルピーを超えない場合には例外として免除されている。

**4. LLP と現地法人(主に Private Limited)との同異点**

共通点としては以下のような点が挙げられる。

- 設立時発起人あるいは指定社員は原則として、最低2名必要である
- 前年度に 182 日以上インドに居住していたという条件を満たす、居住取締役あるいは居住指定社員が要求される

- 出資者の責任は出資額に限定される有限責任である

相違点としては以下のような点が挙げられる。

- LLP は利益の分配比率について、社員間の合意に基づいて柔軟な対応が可能である
- 現地法人は会社法に基づいた定期的な取締役会・株主総会の開催が必須であるのに対し、LLP は社員間の合意に基づいて柔軟な対応が可能である
- 現地法人は利益配当時に 20.36%の配当税(2016 年9月時点)が要求されるのに対し、LLP は配当税の適用対象外である
- 現地法人は会社法の規定に基づき、CSR (Corporate Social Responsibility, 社会貢献活動や政府指定基金への拠出)義務が課せられているが、LLP には適用がない

## 5. LLP への組織形態変更

非公開会社、非上場の公開会社、パートナーシップ形態の組織から LLP への形態変更が可能である。その場合、①旧法人が保有する資産に抵当権等が設定されていないこと、②株主等の出資者が全員、設立後 LLP の社員となり、それ以外の社員が加入しないこと、の2要件を満たす必要がある。

変更手続きは前述の LLP 設立手続きに先立って、取締役会および株主総会、あるいはそれに類する法人の意思決定機関での同意が必要である。また、設立に関する届けの提出の前に Conversion Application という組織形態変更の届けが必要である。この届出書には、旧法人の全株主あるいは出

資者の名前、法人登記番号、法人設立の日、旧法人で未了の事項(例えば係争中の案件、税務調査中の旨)なども記載される。

なお、会社形態から LLP に組織形態変更する場合には、一定の要件を満たさないとキャピタルゲイン課税の対象となる可能性がある。一定の条件については、各事例の詳細分析が必要であるが、主に以下のような規定がある。なお、以下の要件については旧法人が非公開株式会社(Private Limited)形態であることを前提として記載している。

- すべての資産と負債が旧法人から LLP に漏れなく簿価で引き継がれること
- すべての株主が LLP の社員となり、LLP への出資比率と LLP からの利益分配の比率は、旧法人での出資比率と同一であること
- LLP から旧法人の株主に対し、株式の割当以外の財産的支払がなされないこと
- 組織形態変更直前の過去3年間のうち、旧法人の売上高が 600 万ルピーを越す年度がないこと
- 組織形態変更直前の過去3年間のうち、旧法人の資産簿価が 5000 万ルピーを越す年度がないこと
- 組織形態変更時に旧法人から LLP に引き継がれた剰余利益は、組織形態変更後3年間は利益として分配しないこと
- LLP から旧法人の株主への利益分配の比率は、設立後5年間は分配額の 50%を下回らないこと

日系企業がインド進出時に LLP 形態を選択するのはまだ少数派であるため、事例も少なく、追加書類の提出が要求されたり、規定の改訂が担当者レベルまで周知されていなかったりする場合も想定される。信頼できるコンサルタントとともに手続きを進められることをお勧めする。

**山崎 恵美**

(やまざき えみ)

KPMG インド

(デリー)

マネジャー

日本国公認会計士



2007 年 4 月あずさ監査法人東京事務所入所。日本国内において、主にソフトウェアメーカー(米国会計基準及び日本国会計基準)、製造業等の会計監査に従事。12 年 2 月から米国ミシガン大学ビジネススクールに留学。13 年 2 月から 4 月までインディアンスクールオブビジネスに交換留学。13 年 7 月 MBA 取得。14 年 4 月より KPMG インドデリー事務所へ赴任。



【Malaysia】

## マレーシア新会社法の概要

岡島 伸宏 SCS Global Consulting (M) Sdn. Bhd.

### 1. はじめに

2016年4月に国会を通過した新会社法案が、9月15日付けで新会社法(Companies Act 2016)として公示された。現行の会社法(Companies Act 1965、以下「現行法」)が1965年に制定されて以来、約50年ぶりの会社法の改正である。今回の会社法改正は、前時代的な制度を時代に即したものと改正することを目的とし、会社設立、運営制度の簡素化、弾力化を認める一方で、企業統治の強化を要求している。また、現行法では認められていなかった会社再建制度を導入することにより、財政危機にある会社に対して、破綻処理を前提としない再建型救済が法律上可能となる。

マレーシアにおける大多数の日系企業が非公開会社(Sdn. Bhd.)であることを念頭に置き、非公開会社を前提として新会社法の特徴について解説する。なお、新会社法の施行日は9月26日時点において、明らかになっていない。

### 2. 会社設立手続きの簡素化

現行法においては、会社秘書役のみが設立手続きを行うことが可能であったが、新会社法においては、会社秘書役以外にも、発起人または株主が設立手続きを行うことが認められる。

現行法においては、2人以上の発起人および株主(自然人の場合)が要求されたが、新会社法にお

いては1人のみで足りることとされた。これにより、株主1人、資本金1リンギにより会社設立が可能となる。

### 3. 会社運営の簡素化・弾力化

#### (1) 取締役人数の緩和

現行法においては2人以上の居住取締役の選任が求められていたが、新会社法においては居住取締役の人数要件が1人以上に緩和された。これにより、居住取締役の人数を1人とすることができる。なお、従来通り定款規定がなければ取締役の人数に制限はない。

#### (2) 定款規定の任意化

現行法においては定款の規定が義務づけられているが、新会社法においては定款の規定が任意とされ、定款を作成しないことも認められる。会社が定款を規定しない場合には、会社法に規定される内容に従って会社運営を行っていくことになる。

なお、現行法の下で設立された会社の定款は、新会社法施行後において自動的に定款が規定されたものとみなされる訳でなく、株主総会決議により新たに定款を規定する必要がある点には留意が必要である。

#### (3) 株券不発行の許容

現行法においては、株券の発行が強制されてい

るが、新会社法においては、株主からの請求があった場合のみ株券の発行を行うことになる。これにより現行法においては、株券の保有者を株主と認めただのに対し、新会社法においては、マレーシア企業委員会 (CCM: Company Commission of Malaysia) に株主として登録されているものが株主として認められることになる。

#### (4) 年次総会の省略

新会社法においては、会社の年次総会 (AGM: Annual General Meeting) の開催の省略が認められることになった。年次総会を開催しない場合、事業年度末から6カ月以内に決算書を株主に対して送付しなければならない。

会社が決算書を株主に送付しない場合、議決権の2.5%を有する株主または50人以上の株主は、会社に対して決算書の閲覧を請求することができる。

現行法上、CCM への年次報告 (Annual Return) の際に、決算書を合わせて提出する必要があったが、新会社法においては、年次報告と決算書の提出時期が異なる。年次報告については、会社の設立記念日から30日以内に提出する必要があるのに対し、決算書は株主に送付してから30日以内にCCMへ提出しなければならない。

#### (5) 株主総会会場要件の緩和

現行法においては、株主総会の会場がマレーシア国内に限定されていたが、新会社法においては会場の要件が緩和される。すなわち、新会社法においては、主たる会場がマレーシア国内である限り、通信技術などを利用することによりマレーシア国外にも会場を置くことができる。ここで、主たる会場と

は、議長が所在する場所をいう。したがって、マレーシア国内に議長が所在する会場がある場合には、テレビ会議システムを利用することにより日本にも株主総会会場を設置することが可能となる。

#### (6) 書面決議の緩和

現行法においても株主による書面決議は認められているが、株主全員の同意が決議要件であった。

新会社法においては、書面決議の要件が緩和され、原則として過半数の株主の同意がある場合には、当該書面決議が有効とされる。

#### (7) 配当

現行法においては、年次配当においては年次総会での承認が必要であり、中間配当においては取締役会の承認が必要であった。

新会社法においては年次配当および中間配当ともに取締役会の承認事項となる。利益剰余金を保有し、かつ、配当後12カ月間における会社債務を返済できる範囲内で配当を行うことが認められる。

### 4. 取締役の責任強化

#### (1) 取締役に対する罰則の強化

新会社法においては、会社運営手続きの簡素化が図られ柔軟な組織運営が行えるように改正されたと同時に、会社経営が適切に行われることを確保するため、企業統治の強化が求められた。

その一環として取締役の責任および義務が強化され、取締役に会社法違反があった場合の罰則も厳格化される。

## (2) 支払能力証明書の導入

会社の債権者保護の観点から、会社の財産の減少をもたらす手続きを実施する際に、会社に債務の返済能力があることを取締役が証明する支払能力証明書 (Solvency Statement) の作成が義務づけられる。支払能力証明書に署名を行った取締役は、会社と連帯して債務支払義務を負担する。

支払能力証明書が要求されるケースは、減資手続き、優先株式の償還、自己株式の取得などである。

## 5. 無額面株式の導入

現行法においては、額面株式のみが認められ無額面株式は認められていなかったが、新会社法においては、額面株式が廃止され無額面株式のみが認められる。

額面株式においては、額面未満での株式発行が認められず、額面が株式発行価額の下限をなす効果があったが、無額面株式においては、株式発行価額の制限がなくなる。したがって、会社の財政状態に応じた株式発行が可能となる。

なお、新会社法においては、授權資本制度も廃止される。

## 6. 自己株式の取得

新会社法においては、第三者の財務支援目的の場合で、①株主資本の10%以下の金額であり、かつ②取締役からの支払能力証明書の提出がある場合に、自己株式の取得が認められることになった。

## 7. 新たな減資手続きの導入

現行法においては、裁判所の認可がある場合の

み減資が認められたため、減資手続きに際して時間とコストが必要であった。新会社法においては、機動的な減資の実施を可能とするため、取締役全員による支払能力証明書が提出される場合には、裁判所の認可なしに減資手続きを行うことが認められる。

## 8. 新たな会社再建制度の導入

現行制度においては、会社清算に関する規定は存在したが、会社の継続を前提とした会社再建制度が存在しなかったため、財政危機にある会社を救済する場合に、会社再建の選択肢が限定的であった。

新会社法においては、破綻処理を前提とせず再建型の会社再建が行えることを期待して、会社更生制度 (Judicial Management) および任意再生制度 (Corporate Voluntary Arrangement) が導入される。



岡島 伸宏  
(おかじま のぶひろ)

公認会計士(日本)  
SCS Global Consulting (M)  
Sdn. Bhd.

慶應義塾大学商学部卒業。中堅会計事務所にて法定監査、新規株式公開、財務コンサルティングを担当。2008年1月より、SCS Globalに参画、シンガポールにおいて日系企業の会計、財務、税務、法務及び業務拡大にかかるコンサルティングに携わる。09年からマレーシアに異動。マレーシア法人の取締役として、マレーシアで業務展開をしている日系企業に対して幅広いサービスを提供して、現在に至る。

## Business 【Vietnam】



# ベトナム刑法および 刑事訴訟の改正動向

山口 健次郎 LNT & Partners

## 一 総論

ベトナムでは現在、刑法および刑事訴訟法の改正案が検討されています。もともとは刑法および刑事訴訟法のいずれも 2016 年7月1日より施行される予定でしたが、法令に多数の問題点が発見されたことから施行が延期されており、17 年度をめどに施行される予定です。

刑法および刑事訴訟法のいずれも施行前ではありますが、いくつかの重要な変更を含む予定ですので、本稿ではかかる変更を紹介します。

## 二 贈賄罪

ベトナムでは「袖の下はベトナムの文化の一部」と言われることがあります。徐々に改善されては

いるものの、ベトナムでビジネスをしていく上で、賄賂は避けて通りにくい場面に直面することもあります。しかしながら、安易に賄賂を提供すると、ベトナムの刑法上、贈賄罪として処罰される可能性もあるため、毅然とした態度で断ることが重要です。この点、現行の刑法では、表1のように規定されています。

改正が予定されている刑法の

改正案では次頁表2のとおりであり、全体として、金額に対応する刑期は短縮されており、終身刑もなくなることが予定されています。もっとも、贈収賄に対する当局の対応は徐々に厳格化してきているため、金額や罰則にかかわらず、より一層の注意が必要となります。

なお、刑法の改正案は現行法と比べ、200 万 VND 未満の賄賂であっても「①重大な結果を引き起こした場合、または②複数回にわたって賄賂を提供した場合」は贈賄罪が成立するという文言が削除されたため、200 万 VND 未満の賄賂であれば、画一的に贈賄罪が成立しないという解釈も考えられます。もっとも、「非物質的利益」も贈賄罪の対象ということが明確化されたため、かかる文

【表1】現行刑法における贈賄罪にかかる規定

賄賂の価値	罰則
200 万 VND 未満 (約 1 万円未満) ※①重大な結果を引き起こした場合、 又は②複数回賄賂を提供した場合を除く	なし
200 万 VND 以上 1,000 万 VND 未満 (約 1 万円以上 5 万円未満)	1 年以上 6 年以下の懲役
1,000 万 VND 以上 5,000 万 VND 未満 (約 5 万円以上 25 万円未満)	6 年以上 13 年以下の懲役
5000 万 VND 以上 3 億 VND 未満 (約 25 万円以上 150 万円未満)	13 年以上 20 年以下の懲役
3 億 VND 以上 (約 150 万円以上)	懲役 20 年または終身刑

\*VND=VND。200 万 VND=約 1 円で試算。以下同。

言が広く解釈される可能性も十分に想定されうる点には留意が必要となります。いずれにせよ、当局の裁量は依然として大きいことが予想されるため、慎重な対応が必要と思われます。

### 三 商業賄賂

現行法令では、民間での贈賄行為に対して明確に禁止する法令はありません。しかしながら、

改正が予定されている刑法の改正案では、「外国公務員、公共国際組織の公務員、国有以外の企業、組織に職務を有する者に贈賄するか贈賄しようとした者」も贈賄罪における賄賂の提供者として明記されたため、民間企業の職員に対する賄賂も贈賄罪を成立する可能性があります。

この改正刑法が施行されれば、取引先に対してキックバックを支払った従業員にも贈賄罪が成立する可能性があるため、これまで以上に、現地法人のコンプライアンス体制を厳格に構築することが必要になってくるものと思われます。

### 四 インサイダー取引

証券法により、①インサイダー情報を利用した取引、②インサイダー情報の他人への提供、③インサイダー情報に基づき他人に株式取引に関する助言をすることが禁止されています(証券法9条3項)。インサイダー情報とは「公開会社に関する非公開情報であって、公開された場合には当該公開会社の株価に重大な影響を与えうる情報」と定義されています(同法6条32項)。かかる規制に違反した場合には、8億以上10億 VND 以下の

【表2】検討中の刑法改正案における贈賄罪にかかる規定

賄賂の価値	罰則
200 万 VND 未満又は非物質的利益 (約 1 万円未満) ※2 回以上罪を犯した場合を除く	なし
200 万 VND 以上 1 億 VND 未満 (約 1 万円以上 50 万円未満)	3 年以下の非拘束再教育または 6 月以上 3 年以下の懲役
1 億 VND 以上 5 億 VND 未満 (約 50 万円以上 250 万円未満)	2 年以上 7 年以下の懲役
5 億 VND 以上 10 億 VND 未満 (約 250 万円以上 500 万円未満)	7 年以上 12 年以下の懲役
10 億 VND 以上 (約 500 万円以上)	12 年以上 20 年以下の懲役

行政上の罰金が科される可能性があるほか、違法収益が没収される可能性があります(証券市場における行政罰規則 29 条)。また、インサイダー情報を用いた取引は刑事訴追の対象となる可能性もあり、この場合、1億 VND 以上5億 VND 以下の罰金、最長3年間の非拘束再教育または6カ月から最長3年間の懲役のいずれかに処せられることとなります(刑法 181 条 b)。

一方、改正が検討されている刑法が施行された場合は、インサイダー取引に関する罰則が重くなることが予定されています。例えば、現在の刑法の改正案では、3億ドン以上10億ドン未満の不正利益を得るか、投資家に5億ドン以上15億ドン未満の損害を与える場合には、5億ドン以上20億ドン以下の罰金または6カ月から最長3年間の懲役となり、10億ドン以上の不正利益を得るか、投資家に15億ドン以上の損害を与えた場合には、20億ドン以上50億ドン以下の罰金または2年以上7年以下の懲役と規定されています。

したがって、改正刑法が施行された場合には、これまで以上にインサイダー取引に留意する必要があります。

## 五 刑事訴訟法

日本人の駐在員がベトナムを含む海外で刑事事件に巻き込まれることはレアなケースであると思われます。しかしながら、日本と異なり、ベトナムでは未だ腐敗指数は高く、ビジネスを行う上で賄賂に直面するケースも少なくありません。その場合、上記二で記載したような贈賄罪に巻き込まれるケースも考えられなくありません。また、刑法が改正されて、商業賄賂が新たに設けられたような場合には、上記三のような商業賄賂に関する贈賄罪に巻き込まれるケースも十分に想定されます。

ただし、このようなケースに巻き込まれたとしても、実際には事実無根であったり、相手方が極めて悪質であって贈賄の意思が否定されるような場合には、裁判所において無罪判決を受けることも考えられます。しかしながら、無罪となった場合においても、現地法人から懲戒処分として解雇処分を受けたり、裁判中に給料を受け取ることができないなどの不利益を被ることもあり得ます。この場合、どのようにして警察または検察官等ベトナムの国家機関に対して損害賠償を求めることができるかが重要となってきます。

この点、ベトナムの刑事訴訟法がかかるケースにおける損害賠償について規定しています。すなわち、現行の刑事訴訟法では、「冤罪人は、刑事訴訟活動を行う権限を有する者から損害賠償、および名誉と権利の復活を受ける権利を有する。刑事訴訟活動において冤罪を起こした管轄機関は、冤罪人に対し損害賠償を支払い、その名誉および権利を回復しなければならない。損失を与えた者は、法律の規定に従い管轄機関に賠償金額を弁償しなければならない。」と規定しています(同

法 29 条)。したがって、現行法の下では、無罪判決を得ることさえできれば、かかる規定を根拠に、警察または検察官等のベトナムの国家機関に損害賠償を求めることができます。

一方、刑事訴訟法が改正された場合、「法律に反する不当・違法な判決を受け、緊急逮捕拘束、逮捕、暫定留置、拘留、立件、捜査、起訴、公判、判決執行において拘束された人物は、物質的・精神的損害の賠償および名誉再開を受ける権利を有する。」と規定されているため(同 31 条)、無罪判決を得たとしても、身柄拘束を受けた場合に限って、警察または検察官等のベトナムの国家機関に損害賠償を求めることができると限定的な方向に修正される可能性がある点に留意が必要です。

## 六 総論

上記のとおり、日系企業および駐在員が巻き込まれる恐れのある刑法および刑事訴訟法の論点について取り上げましたが、刑法および刑事訴訟法のいずれも現在、検討中の段階(施行が延期されている)であるため、今後の動向に留意が必要です。



山口 健次郎

(やまぐち けんじろう)

弁護士

LNT & Partners

森・濱田松本法律事務所



2007年東京大学大学院公共政策学教育部中退。13年北京大學外資企業EMBA高級研究班修了。08年弁護士登録。10年より森・濱田松本法律事務所にアソシエイトとして参加。16年7月よりLNT & Partners(ベトナム・ホーチミン市)出向中。



## 【Vietnam】

# ベトナムにおける 持分譲渡にかかる資本譲渡税

讃岐修治 フェアコンサルティングベトナム

## 1. はじめに

ベトナムでは昨今、日系企業によるベトナム企業の買収や、株式もしくは出資持分の譲渡等の取引が増えています。そこで今回は、日本企業がベトナムに出資する法人の持分譲渡にかかる取引時の注意点や租税条約との関連性を述べていきます。

## 2. 譲渡益に対する課税

日本法人が子会社等のベトナム法人の株式や出資持分を譲渡し、譲渡益がでた場合、日本だけではなくベトナムにおいても課税対象となります。

当該ケースにおいて、日本企業は日本の居住者となり、原則として日本国にて全世界所得をベースとして所得税もしくは法人税を納付します。また、国外で得た株式等の譲渡所得も日本での課税対象となります。

一方、ベトナムでは、国内で発生した譲渡益はベトナムで納税する必要があります。当該所得は資本譲渡税の課税対象となり、法人所得税と同じ税率の 20% (2016 年 9 月現在) が課税されます。その結果、日本及びベトナムの両国で課税される、いわゆる二重課税が発生することになります。

## 3. 租税条約の扱い

日本とベトナムとの間では、こうした二重課税を防止するために租税条約が締結されており、株式等の譲渡所得についての税務処理についても規定されています。当該規定第 13 条 2 項において、一方の締約国 (例: 日本) の居住者が他方の締約国 (例: ベトナム) の居住者である法人の株式の譲渡によって取得する収益に対し、一定の要件を満たす場合は当該他方の締約国 (ベトナム) において租税を課すことができるとされています。なお、第 13 条 6 項に基づいて、ベトナムで免税対象となる場合もあります (次頁カコミ参照)。

13 条のポイントを簡略に述べますと、以下の通りです。

- ① 譲渡者 (日本本社) が譲渡年度中のいずれかの時点において、ベトナム法人の発行済株式のうち、25% 以上を保有していること
- ② 譲渡者 (日本本社) による譲渡対象株式の総数がベトナム法人の発行済株式の 5% 以上であること

例えば、日本本社のベトナム法人に対する株式持分割合が 70% で、そのすべてを譲渡する場

### 日越租税条約 第 13 条

1. 一方の締約国の居住者が第 6 条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2. 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡によって取得する収益に対しては、以下を条件として、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 譲渡者が保有し又は所有する株式(当該譲渡者の特殊関係者が保有し又は所有する株式で当該譲渡者が保有し又は所有するものと合算されるものを含む。)の数が、当該課税年度中のいずれかの時点において当該法人の発行済株式の少なくとも 25 パーセントであること。

(b) 譲渡者及びその特殊関係者が当該課税年度中に譲渡した株式の総数が、当該法人の発行済株式の少なくとも 5 パーセントであること。

3. 2 の規定にかかわらず、法人が発行する株式(いずれか一方の締約国の公認の株式取引所において通常取引されるものを除く)又はパートナーシップ、信託若しくは遺産の持分の譲渡から生ずる収益に対しては、当該法人、パートナーシップ、信託又は遺産の財産が一方の締約国内に存在する不動産から主として構成される場合には、当該一方の締約国において租税を課することができる。

4. 2 及び 3 の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産(不動産を除く)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産(不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5. 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6. 1 から 5 まで及び前条 5 に規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

合、上記①及び②のいずれの要件も満たすことになり、その結果、ベトナムにおいて課税されることとなります。一方で、日本本社のベトナム法人に対する株式持分割合が 20%で、当該株式の 3%を譲渡する場合には、ベトナムの資本譲渡税は発生せずに、日本においてのみ課税されることとなります。日本本社のベトナム法人に対する株式持分割合が 50%で、当該株式の3%を譲渡する場合など、①②の一方しか該当しない場合はベトナムでは非課税となります。

また、注意点として上述のポイントは「株式」となりますが、ベトナムの場合、有限会社の形態を

とっている日系企業も多くありその場合、「株式」ではなく「出資持分」となりますので、13 条の2項ではなく、13 条の6項に基づき、ベトナムでは免税となると考えられます。

#### 4. ベトナムでの税務上の手続き

ベトナムの資本譲渡税は、いわば法人税の一部であり、適用税率も法人税と同じです。課税所得は、契約額である譲渡価格から原価、すなわち譲渡対象となる株式の取得額と譲渡費用を控除して計算します。ここでの注意点としては、前述の譲渡価格から取得価格を引き、その差額で譲渡益が発生した場合に課税されますので、譲渡価

格が取得価格に比べて極端に低い場合などは、税務当局から譲渡価格について指摘されるケースがありますので留意が必要です。譲渡人が外国企業の場合、通常、ベトナム国内の譲受人が譲渡対価の支払いの際に税額分を源泉徴収し、申告・納税します。なお、譲渡益がなく譲渡損となる場合も申告は必要となります。

ただし、実際の譲渡金額の送金時には税務上のインパクトだけでなく、直接投資口座や間接投資口座の使用など送金のフローについても規制が変わることも多いため、留意が必要です。

## 5. 日本での税務上の手続き

ベトナムの資本譲渡税は所得に対する税金ですので、納付した当該税額は日本で法人税申告の際に外国税額控除を適用して日本での納税額からベトナムでの納税額相当額(限度額あり)を法人税額から控除する手続きを行うこととなります。外国税額控除は、原則として、日本本社がベトナムで税金を支払った年度の法人税額に適用されますが、所定の計算方法による控除限度額が設けられていますので留意が必要です。

ベトナムでの持株譲渡を検討されている場合は、事前に最新の手続きや注意点を専門家にご相談されることをお勧めいたします。



**FC** FAIR CONSULTING GROUP

**讃岐 修治**

Fair Consulting Vietnam

Joint Stock Company

オーストラリア公認会計士

外資系衛生製品メーカーのセールスマネジャーを経て、オーストラリアにて MBA 取得。大学院在学時より日系の独立系会計事務所にて日系企業を含めたローカル企業の会計・税務・ビジネスコンサルティングに従事。現職では、ハノイにおける各種税務コンプライアンス対応や、ジェトロハノイ主催セミナーの講師等を精力的に行う。



## 【Hong Kong】

# 金融口座に関する自動的情報交換 (AEOI) 制度の導入

小林 萌 SCS Global Consulting (HK)

## はじめに

香港政府は 2016 年 6 月 30 日、金融口座に関する自動的情報交換 (Automatic Exchange of Information for Financial Accounts in Tax matters、以下 AEOI) 制度の実施法を施行しました。これにより報告義務のある金融機関は香港非居住者の口座情報を「共通報告基準 (CRS: Common Reporting Standard)」に基づき、香港税務当局に報告するよう義務づけられることになりました。将来的には、当該海外居住者の金融口座情報は 100 以上の AEOI 参加国の税務当局間で、各国の開示要請に応じて、または自動的・自発的に提供されることとなります。

## AEOI 導入の経緯

OECD (経済協力開発機構) は 14 年 7 月、国際間の脱税・租税回避行為を防止する目的で「金融口座に関する自動的情報交換に関する基準 (The Standard for Automatic Exchange of Information for Financial Accounts in Tax matters)」および CRS を公表しました。香港政府は同年 9 月に AEOI に関する新しい国際基準を支持する旨を述べ、17 年までに必要な域内法を制定し 18 年末までに最初の金融口座情報の交換を実施する旨を約束しました。そして今年 6 月 30 日に AEOI 実施

の枠組みを設定するための域内法として、Inland Revenue (Amendment No.3) Ordinance<sup>1</sup> (以下、改正内国歳入法) が施行されました。

なお、日本では 15 年税制改正により AEOI、すなわち国内に所在する金融機関から口座保有者の情報を報告させる制度を導入しており、香港と同様に 18 年には初回報告がなされる予定です。

香港では現在、包括的二重課税防止協定 (CDTA) または単独型の税務情報交換協定 (TIEA) のいずれかの枠組みに基づいて、協定国から要請があった場合にのみ限定的に情報交換を行っています。しかし、今後 AEOI または CRS が 100 以上の適用国において実施されれば、よりタイムリーかつ透明性の高い金融口座情報の自動交換が実現し、平等かつ適切な国際間租税への大きな一歩となるでしょう。

## 改正内国歳入法

今年 6 月に施行された改正内国歳入法は、下記の重要項目について規定しました。

- ① 金融口座情報の報告義務を負う金融機関: 銀行等の預金機関、生命保険会社等

<sup>1</sup> Inland Revenue (Amendment) (No. 3) Ordinance 2016, HKIRD  
[http://www.ird.gov.hk/eng/tax/aeoi/ordinance\\_2016.htm](http://www.ird.gov.hk/eng/tax/aeoi/ordinance_2016.htm)

の特定保険会社、証券会社等の保管機関及び信託等の投資事業体

- ② 報告の対象となる金融口座：普通預金口座等の預金口座、保険契約・年金保険契約、証券口座、投資持分
- ③ 報告の対象となる情報：(1)口座保有者の氏名・住所・居住地国・納税者番号・生年月日と出生地、(2)金融口座番号、(3)口座残高、(4)利子・配当等の年間受取総額

### コンプライアンス違反に対する制裁措置

改正内国歳入法は、AEOI 制度の効果的実施を確保するため、コンプライアンス違反に対しては報告義務のある金融機関、または当該金融機関の従業員・役員等に対し罰金等のさまざまな制裁措置を設定しています。またパブリックビューを考慮した上で、故意にコンプライアンス違反をして報告義務のある金融機関に虚偽の情報を提供した従業員に対しても制裁を設定しました。

さらに、納税地を決定するために作成された金融口座保有者の自己証明 (self-certification) の重要性に鑑み、故意または無配慮に誤解を招く自己証明を作成した口座保有者についても制裁措置を新たに設定しました。

### AEOI 制度導入にかかる今後の実施スケジュール

香港政府は 2018 年開催の租税情報の透明性と交換における OECD の国際フォーラムにて実施される3つのピアレビューを受けるため、迅速かつ適切に AEOI の枠組みを取り入れ実施しなければ

なりません。

改正内国歳入法の発効に続き、香港政府は 42 の CDTA または TIEA 協定国の中から適切な AEOI パートナーを特定することを目指し、当該パートナー国との間で 16 年末までに交渉を進め、報告義務を負う金融機関によって、報告すべき金融口座の識別および関連情報保持のためのデューデリジェンスが実施されることを目指しています。

報告義務を負う金融機関は、17 年9月までに香港税務局に登録を完了し、18 年1月に税務局より発行される最初の AEOI 申告書を受領した上で、同年5月までに提出することが予定されています。

上記のタイトなスケジュールを受け、報告義務を負う金融機関は関連する各種手続きの進捗具合についてよく注視し、税務局より公表されたデューデリジェンスなどにかかる詳細な実施ガイダンス<sup>2</sup>を確認するとともに、内部体制の整備および口座所有者への情報提供などを行っていく必要があるでしょう。

### まとめ

近年、一部のグローバル企業による過度な節税行為に対する批判が高まる中、国際的な税制の調和を図る国際的プロジェクト「税源浸食と利益移転」(BEPS : Base Erosion and Profit Shifting) が OECD 主導で進められてきました。香港政府は 16 年6月 20 日に BEPS の包括的枠組みに準参加国として参加することを公表しました。世界有数

<sup>2</sup> Guidance for Financial Institutions, HKIRD  
<http://www.ird.gov.hk/eng/tax/aeoi/guidance.htm>

のタックスヘイブンである香港にとっては、国際税制の調和を図るこの世界的な動きは香港が持つ経済自由度において世界トップクラスという最大のメリットを低減させる可能性も否めません。しかしながら国際的な情報開示要請に協力的な姿勢を示すことで責任ある国際社会の一員としての香港を世界に示すことは非常に重要なミッションといえるでしょう。



**小林 萌**  
(こばやし もえ)

SCS Global Consulting  
(Hong Kong) Ltd

大手監査法人、国内中小税理士事務所を経てSCS Global Consulting (HK) Limited に参画。現在は香港の日系企業を中心に会計・税務コンサルティング業務を提供している。

## Business 【China】



# 法定発効要件の欠如による 無効契約

## ～4つの事例から～

潘立冬、楊金海 協力弁護士グループ

「中華人民共和国契約法」(以下「契約法」)第 56 条の規定により、無効な契約、または取り消された契約は、当初から法的拘束力がないものとされる。無効な契約とは、当事者が締結した契約は法定発効要件が欠如しているため、法律的に否定的評価を受けることになり、当該契約は当事者が想定していた法的効果を生じなくなり、法的拘束力がなくなることを指す。ただし、無効な契約はその他の如何なる法律効果も生じないわけではない。同法第 58 条の規定により、契約が無効、または取り消された後、当該契約によって取得した財産を返還しなければならないが、返還できない物、または返還する必要がない物については、賠償するものとされる。また過失のある側は相手側が受けた損害を賠償し、双方に過失がある場合、各々が相応な責任を負うものとする。さらに、同法第 59 条の規定により、当事者が悪意をもって共謀し、国、団体または第三者の利益を害する場合、これにより取得した財産は国に帰属するか、または団体や第三者に返還しなければならない。本レポートでは、こうしたケースにおける司法解釈および司法実務の経験に照らし、企業に無効な契約が発生した後の問題解決の参考になるよう、不動産賃貸、売買、建設工事、労働契約の 4 つの典型的な事例について分析する。

### 1. 不動産賃貸契約の無効

#### 1.1 契約無効の事由

契約法第 214 条および「最高人民法院による都市・町不動産賃貸契約紛争案件審理の具体的法律適用の若干問題に関する解釈」第 2 条、第 3 条および第 15 条の規定により、不動産賃貸契約が無効となる事由は次の通りである。

- (1) 竣工検収を受けていない物件を賃貸すること
- (2) 法令違反の建築物にある物件を賃貸すること
- (3) 強制的に取り壊し・移転と確定された物件を賃貸すること
- (4) 建設工事企画許可証未取得、または建設工事企画許可証の規定通りに建築していない物件を賃貸すること
- (5) 許可なし、または許可された内容通りに建築していない臨時の建築物を賃貸すること
- (6) 賃貸期限が臨時建築物の使用期限を超過した場合、超過期間は無効となること
- (7) 賃貸期限が 20 年間を超過した場合、超過期間は無効となること

- (8) 賃借人が賃貸人の合意を得て第三者に賃貸する際、転貸期間が賃借人の剰余賃借期間を超過した場合、超過期間は無効となること

### 1.2 賃貸人による物件使用費の主張

司法実務上は、賃貸契約が無効となり、当事者が賃貸契約の賃料に照らして物件使用費の支払いを請求する場合、通常、人民法院(=裁判所)から支持を受けることができる。物件使用費の基準については、契約に約定した賃貸費を参照するほか、人民法院は下記の要素を総合的に考慮して物件使用費を確定する。

- (1) 不動産物件が正常な使用条件を備えており、当事者に対し物件の正常使用に影響を与える事由がない
- (2) 約定の用途通りに物件を実際に使用しているか否か
- (3) 契約無効となる各々の過失程度など

### 1.3 物件内装物の処理

「最高人民法院による都市・町不動産賃貸契約紛争案件審理の具体的法律適用の若干問題に関する解釈」第9条の規定により、賃借人は賃貸人の合意により賃借物件に対し内装をし、賃貸借契約が無効となった場合、附属の内装物を形成しておらず、賃貸人がこれの利用に合意した場合、内装物を下取りして賃貸人の帰属とすることができる。賃貸人が利用に合意しない場合、賃借人はこれを撤去しなければならない。撤去により物件の破損をもたらした場合、賃借人は原状回復するものとする。賃借人による内装が附属の内装物・装飾物を形成し、賃貸人がこの利用に合意した場合、下取りして

賃貸人の帰属とすることができる。利用に合意しない場合、双方は契約無効の過失により時価の損失を分担する。

### 1.4 賃借人による信頼利益損失の主張

賃貸契約の履行過程において契約無効と認定された場合、賃借人は契約有効の信頼および履行可能の信義則に基づき、賃貸人に対しこれによる契約締結機会の喪失など信頼利益の損失を請求することができる。司法実務では、人民法院が当事者の過失程度、別途物件を賃貸する場合の差額およびコスト、契約の残存賃借期間などの要素を総合的に考慮して判断する。判決の損失金額は通常、6カ月分の物件使用費を超えない額を限度としている。

## 2. 不動産売買契約の無効

### 2.1 契約無効の確認および司法判断

如何なる者が如何なる時間に不動産売買契約に法定の無効事由を発見した場合でも、人民法院または仲裁機構に不動産売買契約無効の確認を請求することができる。法的手続きを経て、不動産売買契約無効が確認されると、不動産売買契約は成立時から法的効力がなくなり、これによって生じた結果の損害賠償等について遡及力がある。具体的には、以下の可能性が考えられる。

- (1) 売主が物件代金を返還し、買主が物件を返還する。物件において買主の施した内装による付加価値部分につき、売主は適正な補償を行う。

- (2) 過失のある側は相手側に対し、契約無効による損害を賠償する。双方に過失がある場合、各々は相応の責任を負うものとする。
- (3) 商品物件売買過程において、開発業者の悪質な行為により契約無効となった場合、開発業者は受取済代金の2倍を支払う懲罰賠償責任を負う可能性がある。
- (4) 売買双方が悪意をもって共謀し、国および団体の利益や第三者の権益を侵害した場合、双方の財産を没収して国に帰属させるか、または第三者に返還するものとする。
- (5) 違法犯罪行為に及ぶ場合、相応な行政処分または刑事制裁を科すものとする。

## 2.2 契約無効宣告後の物件使用費の支払い

不動産売買契約が締結された後、買主が契約に約定された物件使用权を取得した場合、買主がこれにより一定の使用権益を取得したと見なすものとされる。当該利益は貨幣または実物を直接に反映していないものの、当該使用権益は財産性利益と見なすことができるため、買主は物件占有期間の使用費を支払わなければならない。占有期間の使用費について、司法実務では通常、同じ地域の類似物件の賃借費を基準として参照する。

## 2.3 契約無効確認後の締結過失責任

不動産売買は当事者の利益に重大な影響を与える取引行為であり、通常、不動産売買契約が無効となる責任主体は売主側にある。また、契約無効により買主が不動産購入という契約目的を実現できず、他者との不動産契約締結機会の喪失をもたらすことになる。不動産売買契約の無効により買

主の合理的、逸失利益が実現できない結果をもたらしたことについて、売主は当該信頼利益の損失に対し賠償しなければならない。具体的な賠償額は、人民法院が双方の契約履行の実際情況(例えば、支払った物件代金の金額、物件の居住・使用の有無、物件への内装の有無など)を考慮して確定する。

## 3. 建設工事契約の無効

「最高人民法院による建設工程施工契約紛争案件審理の法律適用問題に関する解釈」第2条と第3条の規定に基づき、建設工事契約が無効と認定された後、工事代金を支払うか否か、また支払う場合にどのように支払うかは、主に、建設工事の品質が合格基準に達しているか、または建設工事が検収にて合格したかにより、下記のケースそれぞれについて規定されている。

### 3.1 契約は締結済みだが、実際に履行していない場合

当事者が契約を締結しているがまだ実際に履行しておらず、契約が無効と認定された場合、当事者は締結過失の原則に基づき、相手側に民事責任を追及することができる。いずれか一方が契約締結の過程において故意に企業の資質など重要な事実を隠したり、その他の資質を有する企業の名義を借用したり、入札法に違反したり、虚偽の情報を提供したりして相手側に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。当事者各々に過失がある場合、過失の大きさに応じて法的責任を負うものとされている。

### 3.2 契約は履行し始めたが、工事未完了の場合

請負業者が完了させた一部の工事が品質的に合格している場合、発注者は当該工事完了部分に応じた割合の、契約約定の工事代金を支払わなければならない。完了した一部工事の品質が不合格で、かつ修復できない場合、完了部分は取り壊さなければならない。請負業者は工事代金を請求できない。完了した一部工事の品質が不合格で、かつ修復後は品質の要求を満たすことができる場合、請負業者は修復費用を負担し、発注者は請負業者に完了した工事部分の代金を支払うものとする。

### 3.3 契約無効後の工事代金支払い

- (1) 建設工事の品質が合格である場合、契約の約定に照らして工事代金を精算することができる。建設工事の品質が合格しているか否かは次の通り2つの事由が挙げられる。1つ目は、建設工事は竣工して検収に合格していること、2つ目は、建設工事は竣工し検収に不合格であったが、請負業者によって修復し、再度検収を受けて合格していること。即ち、建設工事は検収を経て合格であることを前提に、契約が無効となっても、請負業者は契約の約定通りに補償金の精算を発注者に請求することができ、かつ発注者は契約無効を理由に補償金から利潤を差し引いてはならない。
- (2) 品質が不合格、かつ修復できない工事に対しては、工事代金を支払わなくてもよい。建設工事施工契約が無効となり、修復後の建設工事が竣工しても検収で

不合格となったにもかかわらず、請負業者が工事代金の支払いを請求する場合、人民法院はこれを支持しない。ただし、発注者側に品質不合格にかかる過失がある場合、過失の程度に応じて双方が相応の責任を負う。

### 3.4 違法な下請けにより取得した利益の没収

「建設工事品質管理条例」、「建築法」および「契約法」に規定されている通り、請負業者は請け負ったすべての建設工事を第三者の下請けに出してはならず、または請け負ったすべての建設工事を分割して請負業者の名義をもってそれぞれ第三者の下請けに出してはならない。請負業者が資質のない企業へ工事を分割して下請けに出すことは禁止されている。分割請負業者が、請け負った工事を再分割して下請けに出すことも禁止されている。建設工事の主体構造部分の施工は請負業者が自ら完成させなければならない。上述の関連規定を実施するため、「最高人民法院による建設工事施工契約紛争の案件審査の法律適用に関する解釈」に基づき、請負業者が違法に下請けに出すか、または違法に建設工事を分割して下請けに出した建設工事施工契約は、すべて無効となる。また、人民法院は民法通則第 134 条に基づき、当事者が取得した不法所得を没収する。

## 4. 労働契約の無効

労働契約の無効は、労働契約の全部無効と一部無効の2種類に分かれている。契約が全部無効でも、一部無効でも、無効部分が発生した時点

から法的効力はなく、以下の通り判断されることになる。

#### 4.1 労働契約の全部無効

##### (1) 企業と労働者の労使関係消滅

労働契約の締結は当事者の一方または双方の真実の意思に反し、または法律、行政法規の強制的規定に違反していることを理由に労働契約が全部無効だと認定された場合、当事者間の労使関係が消滅する。

##### (2) 労働者が労働した場合、企業は労働報酬を支払う

いずれの過失に関わらず、労働契約が無効だと認定されたものの、労働者が就業していた場合、企業は労働者に労働報酬を支払うものとする。ただし、労働者と企業が悪意をもって共謀し、共同で国の利益、社会公共の利益または他人の合法的権益を害する場合を除く。労働報酬の金額は企業の同等、または類似の職場の労働者の労働報酬を参考に確定することができる。企業に同等、または類似の職場がない場合、当該企業従業員の平均賃金に照らして確定する。企業と労働者が契約において賃金条項を約定した場合、賃金条項が国の法律、法規の強制的規定に違反、または双方が悪意をもって社会公共の利益を害する場合を除き、当事者が約定した賃金条項が双方の真実の意思を反映するものであれば、労働報酬の金額は双方の約定条項により確定することができる。

##### (3) 労働契約無効確認前の福利厚生取り扱いおよび損害賠償責任

労働契約無効前の福利厚生については、企業側に労働契約無効の過失がある場合、企業は法に基づいて労働契約無効確認前の福利厚生を労働者に提供するものとする。これらには各社会保険や住宅積立金などを含むが、労働契約が主体適格でないことにより無効となる場合を除く。労働契約無効の原因が労働者側にある場合、企業は労働者に各福祉待遇を提供する必要はない。労働契約無効により、いずれか一方が相手側に損害を与えるとき、過失のある側は過失のない側に相応の賠償責任を負う。

#### 4.2 労働契約の一部無効

司法実務上、労働契約無効は一部無効となる場合が多く、この場合、その他の条項の効力に影響を与えないため、無効となった部分以外の契約部分は依然として有効であり、労使双方に拘束力を持つ。

##### (1) 当事者は無効な条項を調整して有効にさせ、調整した効力を労働契約締結時に遡及可能

関連の法律規定に基づき、無効な労働契約は契約締結時から法律の拘束力をもたない。法に基づいて労働契約無効の部分調整して有効にさせれば、この効力を契約締結時まで遡及させることができる。例えば、契約に規定した労働報酬が現地の最低賃金基準を下回る場合、当該条項は無効となり、現地最低賃金基準に従い

実施するか、または双方が別途約定し、不足部分の差額を補填した上で最低賃金基準を下回った分の 25%に相当する経済補償金を支払うものとする。

- (2) 労働契約の一部条項の無効に関し、一方がもう一方に損害を与えた場合、過失のある側は無過失の相手側に相応な賠償責任を負担



**潘 立冬**  
 パートナー弁護士  
 ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部大学院指導教官 広州仲裁委仲裁員  
 中山大学大学院法学研究科修了、米国セントルイス  
 ワシントン大学ロースクール修了、1998 年中国にて弁護士  
 登録、2004 年米国ニューヨーク州弁護士資格取得。  
 会社法、企業の合併・清算、労働法、不動産業務、知的  
 財産保護、保険法、商法、海商仲裁及び訴訟等の分野  
 で、豊富な経験を有する。



**楊 金海**  
 弁護士

中山大学法学科修了。労働法関連業務を得意分野とし、外資系企業の労働契約書、社内管理文書・就業規則の制定、競業禁止契約・秘密保持契約の制定、労働紛争・ストライキの処理、労働仲裁・訴訟においても豊富な経験を有している。また、外商投資、会社設立、M&A、会社清算、商業紛争等に関連した仲裁及び訴訟等に対する法律サービスに数多く従事。



【アジア経済情報】

# アジア経済概況

## 2016～17年の成長率は横ばいで推移へ

小林 公司 みずほ総合研究所

### 2016年2Qの景気は低調

16年2Q(4～6月期)のアジアの実質GDP成長率は、一部の国・地域で加速したものの(図表1)、それぞれ一時的要因の影響が大きく、景気の実態は低調だった。先進国の回復モメンタムが昨年後半から鈍化傾向にあり、引き続き輸出が停滞していることが背景にある。

国・地域別にみると、中国は前期から成長率が横ばいとなり、一段の減速を回避した。企業債務(図表2)の調整圧力で製造業を中心に投資が減速したものの、インフラ投資の拡大といった政策効果等が成長率を下支えた。

NIEsは、台湾を除き加速した。韓国は消費が前期に政策効果の息切れで一時的に落ち込んだ反動で加速した。香港は、米利上げ観測の後退や、深圳株式市場との相互取引「深港通」の開始観測の高まりから資産価格が上昇し、景気の押し上げ要因となった。シンガポールは、変動の激しい医薬品の輸出の急増等から小幅加速した。一方、台湾は輸入の急増で成長率は減速したものの、投資が持ち直すなど景気の実態はさほど弱くない。

ASEAN5はまちまちだった。フィリピンは5月に実施された大統領・議会選挙の関連特需で加速した。インドネシアは予算の前倒し執行を背景に

図表1 実質 GDP 成長率

(前期比年率、%)

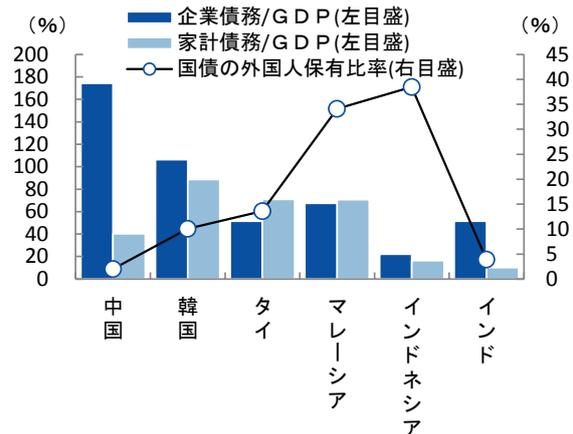
	2015				2016	
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
韓国	3.2	1.7	5.0	2.7	2.1	3.2
台湾	2.7	▲6.2	▲0.6	0.8	3.4	0.2
香港	2.9	2.5	1.9	0.8	▲2.1	6.5
シンガポール	0.2	▲1.6	2.3	6.2	0.1	0.3
タイ	1.8	2.1	3.6	3.4	4.0	3.2
マレーシア	5.7	3.8	3.5	5.0	4.2	2.7
フィリピン	3.5	8.0	5.8	8.9	5.1	7.4

(前年比、%)

中国	7.0	7.0	6.9	6.8	6.7	6.7
インドネシア	4.7	4.7	4.7	5.0	4.9	5.2
ベトナム	6.1	6.5	6.9	7.0	5.5	5.6
インド	6.7	7.5	7.6	7.2	7.9	7.1

(資料)各国統計、CEIC Data

図表2 債務関連指標(2016年3月)



(注)中国は、政府債、社債、金融債等の外国人保有比率。

(資料)IIF

加速した。ベトナムの景気は小幅に加速したが、成長率は政府の年間目標を下回って力強さを欠いた。一方、タイとマレーシアは減速した。いずれ

も輸出が減少したほか、タイでは投資も減少。インフラ投資の一服や、8月の国民投票を控えて企業が投資を手控えたことなどが影響したとみられる。マレーシアでは雇用環境が悪化する中で消費が減速した。

インドは減速した。主因は稼働率が低水準にとどまり設備過剰感があることや、不良債権比率が高まり銀行の貸出姿勢が慎重化していることから、民間部門を中心に投資が減少したことである。

### 景気は総じて自律的回復力に欠ける見通し

16年後半から17年にかけてのアジア経済を展望すると、成長率の大幅な加速は期待できない。米国を中心に世界経済の成長率がやや高まると想定されることから、輸出の持ち直しが予想されるものの、そのペースは緩慢だろう。このため、輸出を起点として設備投資や雇用・消費が自律的な回復に至ることも見込み難い。むしろ、韓国やタイ、マレーシアなどでは、家計債務の過剰感が強いことが消費の重石になると考えられる。

こうした中で、米国では景気回復に伴って慎重

なペースで利上げが行われ、アジア各国には緩やかな資金流出圧力がかかるとみられることから、さらに資金流出圧力に拍車をかけるような金融緩和や財政拡張策に対する制約は強まるとみられる。特に、国債の外国人保有比率の高いインドネシアとマレーシアでは、潜在的な資金の流出圧力が存在しており、経済対策による景気てこ入れには慎重にならざるを得ないだろう。

中国経済は、今後も緩やかな減速傾向を続ける見通しである。民間投資が過剰債務の調整圧力を受けて減速傾向をたどる一方、7月末の政治局会議では積極財政の方針が再確認されており、公共部門の下支えが強まることで投資全体の減速テンポは緩やかとなろう。消費も、自動車減税などの一時的押し上げ効果のはく落や、雇用・所得の軟化により、緩やかに減速しよう。

インドでは、10年に一度の公務員給与の大幅引き上げや天候改善に伴う農村経済の持ち直しにより、16年後半に消費を中心とした景気回復が続くとみられる。それらの効果が一巡し、17年の

景気は小幅減速と予想する。

以上を踏まえ、16年の実質GDP成長率は、中国が+6.6%、NIEsが+1.9%、ASEAN5が+4.8%、インドが+7.6%、17年は、中国が+6.5%、NIEsが+2.2%、ASEAN5が+4.6%、インドが+7.5%と予測する(図表3)。

図表3 アジア経済見通し総括表

	2011年 (実績)	2012年 (実績)	2013年 (実績)	2014年 (実績)	2015年 (実績)	2016年 (予測)	2017年 (予測)
<b>アジア</b>	7.4	6.4	6.4	6.4	6.1	6.0	6.0
<b>中国</b>	9.5	7.9	7.8	7.3	6.9	6.6	6.5
<b>NIEs</b>	4.1	2.3	2.9	3.4	1.9	1.9	2.2
韓国	3.7	2.3	2.9	3.3	2.6	2.6	2.6
台湾	3.8	2.1	2.2	3.9	0.6	0.9	1.8
香港	4.8	1.7	3.1	2.7	2.4	1.5	1.5
シンガポール	6.2	3.7	4.7	3.3	2.0	1.7	2.3
<b>ASEAN5</b>	4.7	6.2	5.0	4.6	4.8	4.8	4.6
インドネシア	6.2	6.0	5.6	5.0	4.8	5.0	4.9
タイ	0.8	7.2	2.7	0.8	2.8	3.2	2.8
マレーシア	5.3	5.5	4.7	6.0	5.0	3.8	4.3
フィリピン	3.7	6.7	7.1	6.2	5.9	6.3	5.6
ベトナム	6.2	5.3	5.4	6.0	6.7	5.8	6.0
<b>インド</b>	6.6	5.6	6.3	7.0	7.2	7.6	7.5
<b>(参考)中国・インドを除くアジア</b>	4.5	4.6	4.2	4.1	3.6	3.6	3.7
<b>(参考)中国を除くアジア</b>	5.4	5.0	5.1	5.4	5.2	5.4	5.4

(注)1. 実質GDP成長率(前年比)。

2. インドの伸び率は、2012年以前はIMF、2013年以降はインド統計計画実行省の値。

3. 平均値はIMFによる2014年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算。

(資料)各国統計、CEIC Data、IMFより、みずほ総合研究所作成

## Back Issues

## 2016年1/2月発行 第49号

- ・2015年下期為替市場の回顧と16年の見通し
- ・香港の資金動向～2015年の回顧と16年の展望
- ・India:インドビジネス最新情報 [18]インド物品・サービス税(GST)に関するアップデート
- ・Vietnam: EPE(輸出加工企業)の国内販売および販社活動の検討
- ・Malaysia:マレーシアでの駐在員にかかる就労ビザの取得と留意点
- ・Singapore:シンガポールにおける事業再編、清算にかかる法令および手続き
- ・Indonesia:インドネシアの外国人雇用に関する新規制(規則16号と35号)～最新規制の事実上の一部撤廃～
- ・China:競争禁止にかかる代表的な誤解とその修正

## 2016年3月発行 第50号

- ・TPP協定によるベトナム繊維産業への影響
- ・金融統括会社によるSWIFT事業法人接続の活用
- ・Thailand:タイの2015～16年 法令・制度改正の動向
- ・Vietnam :TPP協定による小売業規制の大幅緩和
- ・India:インドの税制[57]税源侵食と利益移転 - BEPS行動計画
- ・Philippines:フィリピンでの法人設立
- ・China:解説・中国ビジネス法務[21]中国テロリズム防止法の制定と企業への影響
- ・Hong Kong:香港新会社法下での裁判所外合併に関する税務指針

## 2016年4月発行 第51号

- ・中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(前編)
- ・ASEAN市場での販売拡大に取り組む日系企業
- ・India:インドビジネス最新情報 [19]2016年度インド政府予算に伴う税制改正
- ・Vietnam:ベトナムにおける最新の外資商社・販売会社設立手続きと実務上の留意点
- ・Taiwan:台湾における統一發票の種類と発行時期
- ・Hong Kong: 香港における契約関係の新法令～契約(第三者の権利)条例～
- ・China:上海自由貿易試験区における法律事務所による集中登記
- ・China:中国における事業再編 ～解散・吸収合併の事例から～

## 2016年5月発行 第52号

- ・中国国有企業改革の現状～改革は「民営化」なのか～
- ・中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(後編)
- ・Philippines:フィリピンの外資規制
- ・Vietnam:ベトナムにおける付加価値税(VAT)の還付
- ・India:インドの税制 [58]所得の計算および開示に関する基準(ICDS)
- ・Malaysia:マレーシア新会計基準MPERSの導入とその特徴
- ・Singapore:シンガポール 2016年度予算案

- ・China:解説・中国ビジネス法務 [22] 建設プロジェクト環境影響事後評価管理規則(試行)の制定と企業の留意点
- ・Taiwan:台湾における会社設立のステップと留意事項

## 2016年6月発行 第53号

- ・ベトナムへの関心を高める日本の製造業企業～2015年度「アジアビジネスアンケート調査」から～
- ・成熟フェーズにおける為替リスクマネジメント
- ・India:インドビジネス最新情報 [20]インドにおける対外商業借入(EOB)規制に関する改正
- ・Vietnam:ベトナム現地法人設立にあたっての事務上の検討事項
- ・Indonesia:インドネシアにおけるネガティブリストの改正
- ・Hong Kong:香港の統括会社の最新動向とコーポレート・トレジャリー・センターに対する税制優遇案の概要
- ・China:企業の繰り上げ解散による労働契約終了時の経済補償金
- ・China:「《中華人民共和國物権法》の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈(一)」の解説

## 2016年7/8月発行 第54号

- ・2016年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・香港における商標登録
- ・India:インドの税制 [59]新会社法のもとでの現地法人の設立手続き
- ・Malaysia:知っておきたいマレーシアの法人税申告のポイント
- ・Vietnam:初めてベトナムへ駐在する場合の個人所得税申告の実務における留意点
- ・Vietnam:ベトナム民法の改正～表見法理の新設～
- ・Philippines:フィリピンの投資環境
- ・China:私募投資ファンド募集行為管理弁法の解説
- ・China:営業税から増徴税への改革～生活サービス業への影響～

## 2016年9月発行 第55号

- ・フィンテックの特色と問題点ならびにアジアにおける可能性～ビットコインを支えるブロックチェーンに関する考察～
- ・香港における事業再編～「新会社条例」による最新合併事情
- ・2025年の製造強国入りを目指す中国の新製造業振興策
- ・Thailand:タイにおける固定資産の管理と税務処理
- ・Vietnam:ベトナム現地法人設立直後の労務・税務上の検討事項
- ・India:インドビジネス最新情報 [21]日印社会保障協定の発効
- ・Singapore / Hong Kong:退職後の競争禁止義務から学ぶ英国法系国のポリシー
- ・China:中国における事業撤退の要点～自主清算の事例から～
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [23] 2016年食品安全重点活動計画および企業の留意点

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

TEL (852) 2102-5486

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（在シンガポール）

TEL (65) 6416-0344

**One MIZUHO**  
Building the future with you

#### 免責事項

##### 1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

##### 2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

##### 3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

##### 4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。